

## 五泉市

# 施設園芸支援事業

### 事業目的

原油価格高騰による灯油等の燃料価格の上昇が施設園芸農家に深刻な影響を及ぼしていることから、これらを緩和する措置として、園芸施設(ハウス等)で使用する加温用灯油等に対して支援を行います。

### 事業概要

#### ・補助対象者

以下の(1)から(3)すべての要件を満たすもの

- (1)五泉市内に住所を有する農業者(法人含む)
- (2)園芸施設(ハウス等)で加温を行い、いちご、さといも、キノコ類、切り花、花木などを生産し、かつ出荷・販売している農業者(法人含む)であること
- (3)市税等の未納がないこと

#### ・補助対象経費

令和7年11月1日～令和8年2月28日の間に園芸施設(ハウス等)で使用するため納品した灯油等の燃料費  
※令和8年2月28日までに納品し、令和8年3月6日までに支払済みの燃料費が対象となります。

#### ・補助する金額

市が定める基準価格×期間内の購入量×1/2 ※千円未満切り捨て(上限125,000円)  
※補助金の執行にあたっては予算の範囲内とし、予算を超えた場合は基準価格の調整を行います。

#### ・申請期限

- ・交付申請: 令和8年2月13日(金)まで【厳守】  
添付書類…燃料を使用する園芸施設(ハウス等)の位置図

※申請書は市のホームページまたは農林課で配布しています。

※令和7年11月1日納品分から補助対象となります。

※園芸施設(ハウス等)の位置図については昨年度実施者かつ施設に変更がない場合、添付を省略できます。

#### ・実績報告書締切

- ・実績報告: 令和8年3月6日(金)まで【厳守】  
添付書類…施設園芸に使用するために納品した灯油等であることが確認できる書類(領収書等)  
・納品数量が確認でき、農業用燃油である旨の記載がある書類の写しを提出してください。  
・添付する確認資料は、補助対象となる園芸施設(ハウス等)及び品目へ使用するために納品したことが明確にわかる必要があります。  
・家庭用は対象外となります。

※実績報告書は市のホームページまたは農林課で配布しています。

### その他

#### ・注意

令和8年3月1日以降に納品した燃料、また令和8年3月6日までに支払うことができない燃料は対象外となります。必ず、補助対象期間内に納品され、支払ったことが分かる確認資料をご用意ください。

**不明な点や申請書類等については、農林課農産係(TEL43-3911内線251・253)へお問合せください。**